阪神水道企業団公報

令和４年１月17日(月)
第356号

毎月15日発行

目　　次

◇条　　例◇

○　阪神水道企業団恩給条例等を廃止する条例

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団恩給条例施行規則を廃止する規則

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

◇告　　示◇

○　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計決算

○　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率

◇正　　誤◇

○　令和３年８月16日付け阪神水道企業団公報第352号中

◇条　　例◇

阪神水道企業団恩給条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和３年12月22日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団条例第２号

阪神水道企業団恩給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　阪神水道企業団恩給条例（昭和25年条例第47号）

⑵　昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例（昭和35年条例第４号）

⑶　阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和41年条例第１号）

⑷　昭和42年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和43年条例第１号）

⑸　昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和44年条例第１号）

⑹　昭和44年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定等に関する条例（昭和45年条例第１号）

⑺　昭和45年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和45年条例第５号）

⑻　昭和46年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和46年条例第４号）

⑼　昭和47年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和47年条例第２号）

⑽　昭和63年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和63年条例第２号）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

◇規　　則◇

阪神水道企業団恩給条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和３年12月22日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第７号

阪神水道企業団恩給条例施行規則を廃止する規則

阪神水道企業団恩給条例施行規則（昭和26年訓令第105号）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第５号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年12月28日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特別休暇） 第15条の２　職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。 ⑴から⑺まで　省略 ⑺の２　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合　１暦年につき５日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日）の範囲内で必要と認める期間 ⑻から⒂まで　省略 （会計年度任用職員等についての適用除外） 第15条の６　第９条の３（公務上の負傷又は疾病による療養休暇を除く。）、第15条並びに第15条の２第13号及び第14号の規定は、会計年度任用職員等には適用しない。 （年次休暇以外の休暇の単位） 第17条　年次休暇以外の休暇の単位は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。 ⑴　省略 ⑵　第15条の２第７号の２、第10号及び	（特別休暇） 第15条の２　職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。 ⑴から⑺まで　省略 ⑻から⒂まで　省略 （会計年度任用職員等についての適用除外） 第15条の６　第９条の３（公務上の負傷又は疾病による療養休暇を除く。）、第15条並びに第15条の２第８号、第９号、第13号及び第14号の規定は、会計年度任用職員等には適用しない。 （年次休暇以外の休暇の単位） 第17条　年次休暇以外の休暇の単位は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。 ⑴　省略 ⑵　第15条の２第10号及び第11号の休暇

第11号の休暇　１日、半日又は１時間 ⑶　省略 ２　省略	１日、半日又は１時間 ⑶　省略 ２　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、令和４年１月１日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第30号

令和３年第２回阪神水道企業団議会定例会において認定された、令和２年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

令和３年12月22日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

１．令和２年度阪神水道 企業団水道事業決算報告書

（１）収益的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	小計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第１款　水道事業収益	20,170,374,000	△ 32,806,000	0	20,137,568,000	8,179,000	20,145,747,000	**20,213,909,871**	68,162,871	
第１項　営業収益	19,039,751,000	△ 32,806,000	0	19,006,945,000	8,179,000	19,015,124,000	**19,076,962,145**	61,838,145	（うち仮受消費税及び地方消費税1,734,269,286円）
第２項　営業外収益	1,130,622,000	0	0	1,130,622,000		1,130,622,000	**1,136,947,726**	6,325,726	（うち仮受消費税及び地方消費税3,806,351円）
第３項　特別利益	1,000	0	0	1,000		1,000	**0**	△ 1,000	

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	予備費支出額	流用増減額（△減）	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	不用額	備考
第１款　水道事業費用	17,679,023,000	△ 32,806,000	0	0	0	17,646,217,000	9,471,000	17,655,688,000	**16,925,974,745**	0	729,713,255	
第１項　営業費用	16,091,744,000	△ 32,806,000	0	△ 143,247,000	0	15,915,691,000	9,471,000	15,925,162,000	**15,215,605,650**	0	709,556,350	（うち仮払消費税及び地方消費税485,976,747円）
第２項　営業外費用	1,582,275,000	0	0	143,247,000	0	1,725,522,000	0	1,725,522,000	**1,709,821,345**	0	15,700,655	（うち仮払消費税及び地方消費税84,669円）
第３項　特別損失	4,000	0	0	0	0	4,000	0	4,000	**547,750**	0	△ 543,750	
第４項　予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	**0**	0	5,000,000	

（２）資本的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第１款　資本的収入	1,172,641,000	△ 14,618,000	1,158,023,000	0	0	1,158,023,000	**642,265,300**	△ 515,757,700	
第１項　企業債	942,000,000	△ 50,000,000	892,000,000	0	0	892,000,000	**376,000,000**	△ 516,000,000	
第２項　出資金	230,637,000	0	230,637,000	0	0	230,637,000	**230,637,000**	0	
第３項　国庫補助金	1,000	35,382,000	35,383,000	0	0	35,383,000	**35,383,000**	0	
第４項　固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**245,300**	244,300	（うち仮受消費税及び地方消費税22,300円）
第５項　工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	
第６項　その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	

支　　出

（単位　円）

区分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	流用増減額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	不用額	備考
第１款　資本的支出	10,050,438,000	△ 26,000,000	0	10,024,438,000	484,117,000	0	10,508,555,000	**9,371,018,113**	807,367,000	0	807,367,000	330,169,887	
第１項　建設改良費	5,135,858,000	△ 26,000,000	0	5,109,858,000	484,117,000	0	5,593,975,000	**4,456,445,708**	807,367,000	0	807,367,000	330,162,292	（うち仮払消費税及び地方消費税369,176,061円）
第２項　企業債償還金	4,656,457,000	0	0	4,656,457,000	0	0	4,656,457,000	**4,656,450,389**	0	0	0	6,611	
第３項　水利負担金	256,658,000	0	0	256,658,000	0	0	256,658,000	**256,657,154**	0	0	0	846	（うち仮払消費税及び地方消費税12,221,768円）
第４項　国庫補助金返還金	1,465,000	0	0	1,465,000	0	0	1,465,000	**1,464,862**	0	0	0	138	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,728,752,813円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額378,820,164円、過年度分損益勘定留保資金5,487,535,699円、及び当年度純利益2,862,396,950円で補てんした。

２．令和２年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）

（単位　円）

１．営　業　収　益			
(1) 分　賦　金	17,327,939,059		
(2) 受 託 工 事 収 益	6,588,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	8,165,800	17,342,692,859	
２．営　業　費　用			
(1) 原　水　費	1,296,547,423		
(2) 浄　水　費	2,706,116,507		
(3) 配　水　費	2,296,544,241		
(4) 受 託 工 事 費	6,588,000		
(5) 総　係　費	1,227,492,483		
(6) 議会費及び監査費	13,439,557		
(7) 減 価 償 却 費	7,092,573,130		
(8) 資 産 減 耗 費	90,327,562	14,729,628,903	
営　業　利　益			2,613,063,956
３．営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	2,047,464		
(2) 補　助　金	17,949,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	960,096,037		
(4) 雑　収　益	153,048,930	1,133,141,431	
４．営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	876,227,704		
(2) 雑　支　出	7,032,983	883,260,687	249,880,744
経　常　利　益			2,862,944,700
５．特　別　損　失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	547,750	547,750	△ 547,750
当 年 度 純 利 益			2,862,396,950
前 年 度 繰 越 欠 損 金			6,995,162,159
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			**4,132,765,209**

３．令和２年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位　円）

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金					利益剰余金		
		補助金	受贈財産評価額	工事負担金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	未処理欠損金	利益剰余金合計	
前年度末残高	90,672,458,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 6,995,162,159	△ 6,995,162,159	86,160,533,646
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	90,672,458,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	（繰越欠損金） △ 6,995,162,159	△ 6,995,162,159	86,160,533,646
当年度変動額	230,637,000	0	0	0	0	0	2,862,396,950	2,862,396,950	3,093,033,950
出資金の受入	230,637,000	0	0	0	0	0	0	0	230,637,000
出資金の返還	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	2,862,396,950	2,862,396,950	2,862,396,950
当年度末残高	**90,903,095,238**	**2,033,213,481**	**42,720**	**218,496,818**	**231,484,548**	**2,483,237,567**	**（当年度未処理欠損金） △ 4,132,765,209**	**△ 4,132,765,209**	**89,253,567,596**

４．令和２年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書（案）

（単位　円）

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	90,903,095,238	2,483,237,567	△ 4,132,765,209
議会の議決による処理額	0	0	0
処理後残高	**90,903,095,238**	**2,483,237,567**	**（繰越欠損金） △ 4,132,765,209**

５．令和２年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

（令和３年３月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

１．固　定　資　産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ．土　　地		7,935,580,529		
ロ．建　　物	20,064,803,013			
減価償却累計額	△ 9,799,290,012	10,265,513,001		
ハ．構　築　物	171,475,137,787			
減価償却累計額	△ 83,053,413,756	88,421,724,031		
ニ．機 械 及 び 装 置	90,238,026,201			
減価償却累計額	△ 76,578,638,841	13,659,387,360		
ホ．車 両 運 搬 具	55,572,076			
減価償却累計額	△ 35,080,196	20,491,880		
ヘ．器　具　備　品	1,071,909,823			
減価償却累計額	△ 744,709,691	327,200,132		
ト．建 設 仮 勘 定		4,530,611,508		
有形固定資産合計			125,160,508,441	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ．水　　利　　権		16,898,989,152		
ロ．施 設 利 用 権		11,475,391		
ハ．電 話 加 入 権		1,082,281		
ニ．ソ フ ト ウ ェ ア		58,400		
無形固定資産合計			16,911,605,224	
(3)　投資その他の資産				
イ．出　　資　　金		69,856,000		
投資その他の資産合計			69,856,000	
固 定 資 産 合 計				142,141,969,665
２．流　動　資　産				
(1) 現　金　預　金			16,810,892,761	
(2) 未　　収　　金			20,583,699	
(3) 貯　　蔵　　品			116,993,979	
流 動 資 産 合 計				16,948,470,439
資　産　合　計				**159,090,440,104**

負　債　の　部

３．固　定　負　債			
(1) 企　業　債			
イ．建設改良費等の財源に充てるための企業債	33,572,243,139		
企業債合計		33,572,243,139	
(2) 引　当　金			
イ．退職給付引当金	2,619,029,487		
引当金合計		2,619,029,487	
固定負債合計			36,191,272,626
４．流　動　負　債			
(1) 企　業　債			
イ．建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,400,743,601		
企業債合計		4,400,743,601	
(2) 未　払　金		5,510,826,719	
(3) 前　受　金		4,367,056	
(4) 引　当　金			
イ．賞与引当金	149,209,941		
ロ．法定福利費引当金	28,878,130		
引当金合計		178,088,071	
(5) 預　り　金		50,187,487	
流動負債合計			10,144,212,934
５．繰　延　収　益			
(1) 長期前受金		58,458,049,259	
収益化累計額		△ 34,956,662,311	
繰延収益合計			23,501,386,948
負債合計			69,836,872,508

資　本　の　部

６．資　本　金			90,903,095,238
７．剰　余　金			
(1) 資本剰余金			
イ．補　助　金	2,033,213,481		
ロ．受贈財産評価額	42,720		
ハ．工事負担金	218,496,818		
ニ．その他資本剰余金	231,484,548		
資本剰余金合計		2,483,237,567	
(2) 利益剰余金			
イ．当年度未処理欠損金	△ 4,132,765,209		
利益剰余金合計		△ 4,132,765,209	
剰余金合計			△ 1,649,527,642
資本合計			89,253,567,596
負債資本合計			**159,090,440,104**

阪神水道企業団告示第31号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定に基づき、令和２年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

令和３年12月22日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

令和２年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率について

令和２年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率は、以下のとおりです。

＜資金不足比率＞

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\triangle 11,205,001\ \text{千円}}{17,336,105\ \text{千円}} = \quad - \ \%$$

※　経営健全化基準（20%）

＜算定の詳細＞

○資金の不足額

流動負債		算入地方債残高		流動資産		解消可能資金不足額		資金の不足額
5,743,469	＋	0	－	16,948,470	－	0	＝	△ 11,205,001

※資金の不足額なし

○事業の規模

営業収益		受託工事収益		事業の規模
17,342,693	－	6,588	＝	17,336,105

◇正　　誤◇

令和３年８月16日付け（阪神水道企業団公報第352号）中

目次中

（ページ）	1
（行）	7
（誤）	○　令和３年第１回阪神水道企業団議会定例会の招集
（正）	○　令和３年第１回阪神水道企業団議会臨時会の招集